

日本共産党都議会議員

文教委員会理事
オリンピック・パラリンピック特別委員会委員

とや英津子 のニュースレター 20年春 号外

とや英津子都議事務所 練馬区桜台1-6-11 TEL:03-6324-8060 H.P. とや英津子



コロナ 対策

自粛と補償はセットで 「感染拡大防止協力金」の申請を

東京都は、4月16日～5月6日の間に休業等をした事業者に「感染拡大防止協力金」を支給すると発表しました。しかし発表の翌日が閉店期限という問題、対象施設がわかりにくい、休業要請対象外である飲食店への協力金支給もあるようだがわからない、などの疑問の声が寄せられています。

「協力金」の概要

- 支給額 50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）
- 対象要件 「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主。
★100㎡以下の施設でも、休業を行った場合支給対象。
- 申請受付期間 4月22日～6月15日（予定）
- 申請方法 ①専用HPからWEBを通じて申請できます。②郵送または持参も可能 ■協力金の支給 5月上旬から
- 協力金相談センター 03-5388-0567（毎日9時～19時）

協力金の要件緩和と全業種への拡大を

日本共産党都議団は、①協力金の支給要件が4月16日～5月6日の全期間の休業としていることが、業者にとって無理があり、17日以降に休業した業者も対象にする ②全業種を対象にすること、を求める申し入れを行いました。

線引きはやめて、自粛と補償はセットの立場で対応すべきです。

○基本的に休止を要請する施設

対象施設一覧（4月15日現在）

・**遊興、遊技施設、劇場等**：キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、ライブハウス、場外馬（車・舟）券場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場

・**大学、学習塾等**：大学、専門学校、高等専修学校、専修学校・各種学校、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁、将棋教室、生け花、茶道、書道、絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室（注：家庭教師とオンライン授業は休止要請対象外）

・**商業施設**：ペットショップ（ペットフード売場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（戸建て、マンション）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、あもちや屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつ毛エクステンション、スーパー銭湯、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋・フォトスタジオ、美術品販売、展望室 この他、集会、展示室、文教施設など

○社会生活を維持する上で必要な施設ですが特別に適用される業種と条件

・**食事提供施設**：飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋、タピオカ屋、居酒屋、屋形船
(※午前5時から午後8時までの営業（酒類の提供は午後7時まで）との要請に基づき、時短した場合、あるいは休業した場合に協力金支給。注：もともとこの範囲の営業時間だった業者は支給対象外。)

Q 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

A 東京都における緊急事態措置等により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業（個人事業主を含む）が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に受け取れます。

Q 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？ A 東京都防災ホームページをご覧ください。

Q 4月11日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？

A 少なくとも令和2年4月16日から5月6日までのすべての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただければ、4月11日から休業していなくても対象となります。

Q 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A 夜22時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮するなど、朝5時から夜20時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。この場合に、朝5時から夜20時までの間、営業を終日休業した場合も対象となります。

Q 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

A 店内飲食の営業時間を短縮し、夜20時から朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q 休業をお願いしている商業施設のうち、100m²以下の広さの場合は営業可能となっていますが、休業した場合には支給対象となりますか？

A 生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100m²以下であっても、休業した場合は対象となります。

Q ライブハウスを運営しています。休業要請に基づき休業し、その間にお客様を入れない形であれば、施設を使用しても協力金の支給対象となりますか？

A 休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。下記の事例を参照ください。
例1) 全面的に営業を休止する場合、協力金の支給対象、例2) 全面的に営業を休止する場合、休業期間中に店内の改修や清掃を実施しても営業したことにはならず、協力金の支給対象、例3) 一般向け営業を休止した上で、施設を使ってバンドが無観客演奏し、オンライン配信する場合、「三密の状態」を発生させない使用であれば、協力金の支給対象。

Q 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

Q まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

A 緊急事態措置期間開始より前（2020年4月10日以前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

Q 休止要請を受けていない業種が自主的に休業した場合は対象となりますか？

A 都の要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については対象となりません。

Q 協力金の支給対象となる期間は、少なくとも4月16日の全期間休業する必要があるとのことです
が、16日は店舗を開けてしまいました。協力金はもらえないのですか？

A 緊急事態措置は4月11日から開始しており、休業要請対象となる施設にはこの間、休業の要請を行ってきました。この全期間、休業いただきたいところではあります
が、休業への準備期間を確保し、4月16日から5月6日までの全期間、対応いただける方に支給します。そのため、この事例では支給の対象となりません。

Q 申請書は、どこでどのように提出すればいいのでしょうか？

A 4月22日開設予定のウェブ申請サイトにて、ウェブ申請をいただくことを原則としています。ウェブでの申請が難しい場合は、郵送または持参でも受け付けます。郵送先など、詳細は改めてお知らせします。

ご質問、ご相談の方は、とや英津子事務所へ

電話：03-6324-8060

メール：mail@toya-jcp.info